

令和5年度第1回堺市入札監視等委員会 議事概要

- 1 開催日時 令和5年5月29日（月）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 堺市役所高層館20階 第一特別会議室（堺市堺区南瓦町3-1）
- 3 出席委員 3名
- 4 審議対象期間 令和4年10月1日から令和5年3月31日まで

5 会議の概要

(1) 委員長の選出及び委員長職務代理者の指名

中野委員の委員長選出及び和田委員の委員長職務代理者への就任が承認された。

(2) 堺市入札監視等委員会要領の改正

規定の整備を行うことについて、事務局から説明を行い、全委員から了承を得た。

(3) 報告案件

審議対象期間中における契約状況、入札参加停止措置等の状況について、事務局から報告を行った。

(4) 審議案件

堺市が契約締結した次の種別の契約（総契約件数176件）のうち、委員が抽出した4案件（単価契約4件は1案件に集約）について、事案ごとに担当課に入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

種 別	内 訳
建設工事	予定価格250万円を超えるもの
工事関連業務	予定価格100万円を超えるもの

- 6 審議の結果 これらの処理状況・事案は概ね適正であると認める。

- 7 委員からの質問とそれに対する回答等 別添のとおり

【審議案件一覧】

契約方法	業種	案 件 名	契約金額(税込み)
一般競争入札 (WTO 案件)	土木工事	長曾根町ほか配水管布設工事	2,475,000,000 円
一般競争入札 (単価契約)	電気工事	道路照明灯修繕工事（西区）単価契約（令和5年度）	18,530,600 円
		道路照明灯修繕工事（堺区）単価契約（令和5年度）	18,396,400 円
		道路照明灯修繕工事（中及び南区）単価契約（令和5年度）	18,323,800 円
		道路照明灯修繕工事（東・北及び美原区）単価契約（令和5年度）	18,266,600 円
一般競争入札	建設コンサルタント業務	今池処理区ほか下水管改築実施設計業務（4-21）	33,438,900 円
随意契約	管工事	南こどもリハビリテーションセンター給湯ボイラー更新工事	7,700,000 円

《令和5年度第1回堺市入札監視等委員会審議案件》

別添

【長曾根町ほか配水管布設工事】	
委員質問	担当課等回答
<p>本案件で特別重点調査を採用した経緯は何か。</p> <p>特別重点調査の採用について、どのように周知したのか。また事前周知はしたのか。</p> <p>特別重点調査の実施について、入札公告を行う以前の事前周知は必要ではなかったのか。</p> <p>調査の方法等について事業者から意見や質問はあったか。</p> <p>特別重点調査では具体的にどのような調査を実施したのか。</p> <p>最低価格の業者が失格となったが、その判断理由は何か。</p> <p>特別重点調査を実施したことについて、どのような効果があったと考えているか。</p>	<p>令和4年度第1回の入札監視等委員会で、失格基準価格を採用しない政府調達協定の対象案件において、低い価格での落札が続いていることから、ダンピング受注や施工品質に問題が生じることがないように、特別重点調査の採用などを検討するよう提言を受けたことを踏まえ、試行的に実施した。</p> <p>入札・契約の条件として公告時に全て公表し、事前周知は行っていない。</p> <p>入札公告をしてから入札書の提出締切までの期間が約2か月あり、それまでの期間中に入札公告等に関する質疑が可能である。また国や他の自治体などで実施されている調査と類似の制度であることなどから、事前周知は不要と考えた。</p> <p>事業者から調査方法、判断基準や調査書類に関する質問・意見などがあった。</p> <p>調査の要領に基づき、工事費内訳書とその積算根拠資料が適切な内容か、経費削減の明確な根拠が記載されているかなどを調査した。</p> <p>事業者からの特別重点調査資料作成要領に従った資料提出がなかったためである。具体的には、一部の下請見積書の記載内容の不備や、経費削減効果の明確な根拠の記載がないものが挙げられる。これらのことから、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断し、失格とした。</p> <p>工事が始まったばかりなので、明確・具体的な効果については、まだ分からない。ただし、導入の趣旨は、ダンピング受注や施工品質の低下を「未然に防止」することにあり、その点については一定の効果につながる可能性があると考えます。</p>
<p>《講評》</p> <p>本案件は、昨年度の入札監視等委員会での意見を受けて、失格基準価格を採用しない政府調達協定の対象案件について、ダンピング受注や工事品質の低下を未然に防止するため、特別重点調査を試行的に実施したとのことであった。</p> <p>特別重点調査の結果、1者が失格となり、2番目の金額の入札者が落札したとのことだったが、特別重点調査の手続については、入札公告時の公表資料に基づき調査を実施し、記載要領に定めたルールに基づき失格の判断をしたとのことで、特に問題はなかったものと考えます。</p> <p>ただ、特別重点調査の手続や判断基準の考え方などについて、事業者からの問合せや意見などがあったとのことだったので、これらの点についてより分かりやすく、また調査の判断基準が恣意的なものとならないよう、必要に応じて改善されたい。</p> <p>また、試行実施した特別重点調査が、その目的である「ダンピング受注や施工品質低下の未然防止」のための手段として最適なものか、他市等の状況も注視しつつ、検討されたい。</p>	

【道路照明灯修繕工事（西区）単価契約（令和5年度）】【道路照明灯修繕工事（堺区）単価契約（令和5年度）】 【道路照明灯修繕工事（中及び南区）単価契約（令和5年度）】【道路照明灯修繕工事（東・北及び美原区）単価契約（令和5年度）】	
委員質問	担当課等回答
<p>市の積算内容や予定価格に誤りはなかったのか。</p> <p>入札参加者が少ないが、要因としては、何が考えられるか。</p> <p>高所作業車の保有要件は必要になるのか。</p> <p>業務量の減少への対応として、現在、4つの案件で発注しているものを、1つの案件とし、発注規模を増大できないか。</p> <p>入札参加者を増やす改善策として、所在地要件を「市外」まで拡大することはできないのか。</p>	<p>積算基準に基づいて算出しており、積算内容や予定価格に誤りはなかった。</p> <p>要因としては、高所作業車の自社保有又は長期リースを要件として求めていることや、平成29年度からリース方式により道路照明灯のLED化を進めており、年々、単価契約の年間の業務量が減少しているため、入札参加者から敬遠されている可能性があると考えられる。</p> <p>照明灯倒壊や連続不点灯などの緊急事案が起きた際に速やかに対応できず、復旧に時間が掛かるため、道路交通の安全性や市民生活への影響を考慮すると、高所作業車の保有要件は必要と考えている。</p> <p>4つの案件を1つにまとめて発注することは、他業務でも実績があるので不可能ではないと考えている。しかしながら、施工範囲を全市とし、1業者とした場合、1日に修繕対応できる件数に限界があり、速やかな対応が困難になると考えられるため、段階的にまとめていく方が望ましいと考えている。</p> <p>緊急を要する場合もあるため、速やかに現場対応ができる体制を整えることが可能であれば、市外業者まで拡大しても差し支えないと考える。しかしながら、市内業者からは受注機会の確保を要望されていることもあり、慎重な判断が必要と考えている。</p>
<p>《講評》</p> <p>本案件は、単価契約案件であり、堺市全域を4つに分けて発注を行ったものであった。工事内容を確認したところ、単価契約としての発注自体に問題はなかったものとする。</p> <p>また、予定価格の設定なども積算基準に基づいたものであり、その部分も問題はなかったものと考えられる。</p> <p>ただし、入札参加者数がいずれの案件も3者と非常に少なく、競争性が十分に発揮されたとは言えない状況であった。入札参加者が少ない要因としては、高所作業車の保有という要件が挙げられたが、当該要件については、今後、単価契約の発注量が減少していくことを踏まえ、必要に応じて見直しを検討されたい。</p> <p>また、審議においては、4つの案件を1つの案件として発注するなどの発注規模の見直しや、所在地要件を市外業者まで拡大するといった案があったが、いずれの方法においても、メリット・デメリットがあることが分かった。</p> <p>本案件においては、入札参加者が少ないという課題があることは明確であるため、例にも挙げられていた発注規模の見直しや、所在地要件の拡大も含め、入札参加者を増やし、競争性を発揮させるためのより効果的な対応策を検討されたい。</p>	

【今池処理区ほか下水管改築実施設計業務（４－２１）】

委 員 質 問	担 当 課 等 回 答
<p>業務内容や、積算方法は特殊なものであったのか。</p> <p>入札の辞退者が多かったことや、入札金額にバラつきが見られる点について、事業者へのヒアリングはしているか。</p> <p>事業者の辞退理由や、入札の失格者が多かった理由について、発注者としては、どのように考えているか。</p> <p>入札の無効者数を少なくするために、予定価格の事前公表を検討してはどうか。</p> <p>今回の入札結果を回避するために、業者の積算能力向上に向けた市の支援としての必要性はあると思うか。</p>	<p>業務内容に一部特殊な内容（人孔更生）はあるが、積算方法は基準書等に則ったもので、特殊なものではない。</p> <p>一部の事業者へのヒアリングの結果、辞退者については、配置技術者が足りないことや、実施体制が整わないことなど事業者の体制面の理由によるものだった。</p> <p>最低制限価格を下回った事業者については、積算方法のうち、補正に関する認識の誤りとのこと。</p> <p>予定価格を超過した事業者については、実施体制の確保が不透明であったこともあり、利益確保を優先した入札結果とのこと。</p> <p>辞退や無効が多い理由としては、実施体制や積算ミスなどの業者側のミスに起因するものと考えている。そのため、本市の発注時の積算方法や特記仕様書、設計書の記載内容などは適切であったと考えている。</p> <p>ただし、同様の入札結果が続き、入札不調など市の事業進捗に支障が生じることになる場合は、原因分析、調査に取り組むなど、対応を検討していく必要がある。</p> <p>予定価格の事前公表については、一般的に「落札価格の高止まり」「業者の見積努力を損なわせる」「入札談合が容易になる」などの弊害が指摘されており、予定価格超過や失格業者の増加による不調リスクを回避するためだけに予定価格を事前公表に変更するのは不適當と考える。</p> <p>入札公告時の条件明示等は適切に行っているため、事業者の積算能力の向上を市が支援する必要性はないものと考えている。</p>
<p>《講 評》</p> <p>本案件の入札結果は、辞退や無効となる事業者が多く、有効札が少ないものであったが、その理由は、事業者側の技術者などの履行体制が確保できないことや、単純な積算ミスと思われるとの聴取結果であり、市の積算や入札公告時の設計書等の記載には問題がないものとする。</p> <p>入札公告時の条件明示が適切に行われている中、本案件と同様の入札結果を回避するために、事業者側の積算能力の向上などを市が支援まで行う必要性は現時点ではないことを確認した。</p> <p>ただし、同様の入札結果が続くようであれば、入札不調など、市の事業進捗に支障が生じることになる可能性も考えられるので、今後の入札結果を注視し、必要な対応を検討されたい。</p>	

【南こどもリハビリテーションセンター給湯ボイラー更新工事】	
委員 質 問	担 当 課 等 回 答
<p>入札を実施せず、随意契約に至った経過・理由はどのようなものか。</p>	<p>令和4年9月中頃から、給湯ボイラーが自動で起動しない事態が起り、11月1日時点では、2、3日に1回は起動せず、不具合の発生頻度が高くなってきた。当センター利用者にとって、体調面、衛生面において必要不可欠な設備であること、また、寒さが増す時期であることを考慮すると、設備が完全に停止してしまう前に早急な更新工事の実施が必要であった。入札を行った場合、最短でも契約締結は1月中旬頃となり、そこからの施工開始となるため、一刻も早く給湯ボイラーを復旧することが必要と判断し、随意契約に至ったものである。</p>
<p>見積合せを行わず、1者による随意契約を行った経過・理由は何か。</p>	<p>センターの敷地が狭く、工事で使用できる場所が限られており、唯一使用可能な場所は先行して発注していた空調改修工事の施工業者が使用していた。当該事業者以外の者と契約した場合、資材搬入ルートや児童登退園時の安全確保が不可能であり、契約の相手方を特定せざるを得ないと判断したため、当該事業者と1者による随意契約を行ったものである。</p>
<p>施工業者の施工能力に問題はなかったのか。</p>	<p>当該事業者は、管工事の施工実績が豊富であり、また、施工に必要な資格を有していることは確認しているため、問題はなかったと考えている。</p>
<p>普段、工事の発注を行わない部署が担当しているが、工事全般の施工品質に問題はなかったのか。</p>	<p>建築部との事前調整により技術協力の依頼を行い、技術的な面について必要な助言等を得られたため、施工品質に問題はなかったと考えている。</p>
<p>《講 評》</p> <p>本案件は、当該施設の館内各室に湯を供給する設備である給湯ボイラーに不具合が発生し、その機能を早期に回復させるため、1者と随意契約を行った案件であった。当該施設の役割を踏まえた場合、一刻も早く給湯ボイラーを正常稼働に戻すことは必要であったと考えられ、緊急随意契約を行う必要性はあったものと考えられる。</p> <p>また、1者と随意契約を行ったことについては、同施設内で先行着手していた空気調和設備改修工事の施工業者を契約の相手方としており、施設内の工事に使用可能な範囲を考慮した結果、当該事業者にて特定せざるを得ない状況であったことが確認できた。</p> <p>なお、本案件の施工品質についても、受注者側については、当該事業者は管工事においてこれまで多数の施工実績を有しており、施工能力に関して問題がなかったことが確認できた。</p> <p>また、発注者側についても、普段、工事発注を行わない部署が発注課であったものの、管工事の発注に関してノウハウを有する建築部により技術的なサポートを受けた上で施工管理を適切に実施しており、問題はなかったと考える。</p> <p>以上のことから、本案件については、随意契約を行うに至った緊急性と、契約の相手方を1者によるものとした特命性について、問題はなかったものと考えられる。</p> <p>法令上は、随意契約は例外であるから、緊急随意契約についても、その必要性及び公平性が担保される形での発注、業者選択をすべきである。ボイラーの不具合を何とか乗り越えようとした現場の努力は、十分に理解し得るところであるし、工事のため使用可能な場所が限られていたという本件の特殊事情からすれば、本件は問題ない事案と考える。</p>	

しかし、公平性の観点からすれば、もう少し早い段階で発注があれば、他社との見積合せをする
くらいの余裕があり、より公平性が確保されたと思われるので、今後、各担当課には、本事例を参
考にさせていただきよう、周知されたい。